

ボートを安全に 利用するために



海の「もしも」は118番

船舶の定期検査・中間検査を受けましょう！

定期検査・中間検査を受けないで船舶を運航することは船舶安全法に違反します。

ボートの船舶検査の受検時期の例



ご注意ください

- ・海岸から12海里以遠の海面で操業（航行を含む）する小型漁船は、船舶検査の受検が必要です。
- ・釣りなどのプレジャー目的で使用される小型船舶は、漁船登録をしても船舶検査の受検が必要です。

ボートの操縦には免許が必要です！

ボートの種類、大きさ及び航行区域に応じた免許を持たずに操縦することは船舶職員及び小型船舶操縦者法に違反します。

免許の種類

一級小型船舶操縦士	小型船舶（プレジャーボートは長さ24メートル未満のもの、旅客船、遊漁船、漁船その他事業で使う小型船舶は20トン未満のもの）を操縦出来ます。
二級小型船舶操縦士	小型船舶で、海岸から5海里（約9キロメートル）までの海域を操縦できます。
二級小型船舶操縦士（湖川小出力限定）	湖や川だけに利用する総トン数が5トン未満、エンジンの出力15キロワット未満の船を操縦できます。
特殊小型船舶操縦士	水上オートバイを操縦するために必要な免許です。湖岸や海岸から2海里（約3.7キロ）までの水域を操縦できます。

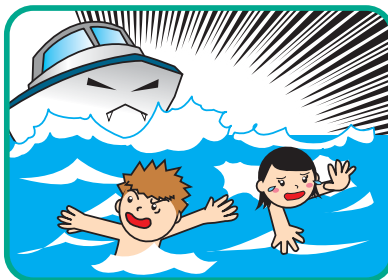
遵守事項を守りましょう！

酒酔い等操縦の禁止



酒酔い状態等での操縦は禁止です。

危険操縦の禁止



遊泳者等付近での疾走等は禁止です。

免許者の自己操縦



港内や航路内（水上オートバイは全ての水域）では、免許者が直接操縦しなければなりません。

ライフジャケット等の着用



子供や水上オートバイの乗船者等は、救命胴衣（ライフジャケット）等を着用しなければなりません。（注）

その他の遵守事項

- ★発航前点検の実施
- ★適切な見張りの実施
- ★事故時の人命の救助

遵守事項違反点数

違反の内容	点数
酒酔い等操縦	3点
自己操縦義務	
危険操縦	
救命胴衣等の着用義務	2点

※違反により、他人を死傷させた場合は3点加算

行政処分基準

過去3年以内の処分	過去1年以内の累積点数
ない場合	5点
ある場合	3点

（注）平成20年4月1日より、航行中の小型漁船に1人で乗船して漁ろうに従事する場合、ライフジャケットの着用が義務付けられました。